



平成21年9月8日

各 位

会社名 第一交通産業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 田中亮一郎
 (コード番号 9035 福証)

株主優待制度の一部変更について

当社は、株主優待制度の一部変更について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1、変更内容、理由

平成21年8月12日付「子会社の事業譲渡に関するお知らせ」にてご案内したとおり、平成21年9月1日付で当社100%子会社の株式会社ミュンヘンオートが行う自動車販売、整備、修理事業の全部事業譲渡に伴い、当該部門に係る株主優待制度を一部変更(廃止)するものであります。

自動車関連事業優待券(優待クーポン券1冊綴りの中に1枚)

項 目	変 更 前	変 更 後
MINI小倉・福岡西	MINI新車 定価価格の5万円割引	廃 止
当社グループ内の自動車 整備工場	整備工賃・アクセサリパーツ 定価価格の10%割引	変更なし

注：平成21年6月中に株主各位に贈呈いたしました自動車関連事業優待券につきましても、事業全部譲渡に伴い、平成21年9月1日以降は株式会社ミュンヘンオートの旧事業拠点でのご利用を中止させて頂いております。

何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(旧事業拠点)新車(MINI小倉・MINI福岡西) 認定中古車(BMWプレミアムセレクション北九州)
 整備(KitakyushuBMWサービスセンター) 修理(ダイハツディ)

2、変更時期等

次回基準日(平成21年9月30日)の株主名簿に記載された株主各位へ、平成21年12月中に贈呈予定の株主優待券(有効期限平成22年6月30日)から、上記の変更後の内容で発行いたします。

贈呈基準・基準日(贈呈時期)の変更はございません。また、変更後の株主優待制度につきましては、別紙をご参照ください。

以 上

お問合せ先 総務部広報担当 電話：093-511-8811

(別紙)

第一交通産業株式会社 株主優待制度

【平成21年9月30日基準日贈呈分より改正適用】

毎年2回、株主名簿に記載された株主様に対し、当社グループ各社で利用可能な「株主優待クーポン券」(タクシークーポン券及び各種割引券を綴った1冊)を下記基準により贈呈いたします。

(1)贈呈基準及び各種割引券等の内容

ご所有株式数	贈呈冊数	タクシー利用相当金額
500 ~ 999 株	3 冊	3,000 円
1,000 ~ 1,999	5	5,000
2,000 ~ 2,999	10	10,000
3,000 ~ 3,999	15	15,000
4,000 ~ 5,000	20	20,000
5,001 ~	30	30,000

タクシー事業(上記1冊綴りの中に1,000円分のタクシークーポン券)
「タクシークーポン券」のみ、券面額の範囲内で「通販取扱商品」(株主様限定)または「那覇バス」・「琉球バス交通」乗車券との引き換えができます。
詳細は、優待クーポン券及び同封のご案内をご参照ください。

不動産事業(上記1冊綴りの中に1枚)

分譲マンション	販売定価価格の2%割引
戸建住宅	建物定価価格の2%割引
アパート	建物価格の5%割引
リフォーム	リフォーム請負価格の3%割引

自動車関連事業(上記1冊綴りの中に1枚)

当社グループ内の自動車整備工場	整備工賃、アクセサリ・パーツ 定価価格の10%割引
-----------------	---------------------------

その他関連事業(上記1冊綴りの中に各1枚)

第一ケアサービス	グループホーム、老人ホームの体験宿泊料の50%割引
DAIICHI ダイナミックゴルフ	500円分ご利用券

- (注) 1. 売買契約及び請負契約の締結後は、ご利用できません。
2. 分譲マンションにおける共同事業物件は、ご利用できません。

(2)基準日(贈呈時期)

- ・ 3月31日(同年6月中に贈呈)
- ・ 9月30日(同年12月中に贈呈)

以上